

やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務委託

企画提案募集要領

令和6年7月

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課

1 業務の概要と提案を求める理由

県では、県内企業における若年層の人材確保及び定着とU I ターン就職の促進により、県内企業の持続的な成長につなげるため、人材確保に取り組む中小企業者と連携して、県内に就職する大学生等の奨学金返還を支援する新たな奨学金返還支援制度を創設することとした。

当該制度を円滑に実施するため、申請受付や問い合わせ対応を行う事務局業務、事業の周知を図る広報業務を実施する受託事業者を選定することとし、以下に基づき企画提案を公募する。

2 業務の内容

(1) 業務名

やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務

(2) 業務内容

別添「やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料上限額

5, 875, 452円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 企画提案に係る日程

(1) 参加表明書の提出 令和6年7月26日（金）～8月7日（水）

(2) 質問 令和6年7月26日（金）～8月2日（金）

(3) 企画提案書の提出 令和6年8月8日（木）～8月21日（水）

4 企画提案への参加表明について

(1) 提案参加資格

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。

③この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

④県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者

(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2) 企画提案への参加表明

- ①提出期間 令和6年7月26日(金)～8月7日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- ②提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
- ③提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着)とする。
- ④提出書類 企画提案参加表明書(様式1)及び誓約書(様式2)
- ⑤その他 郵送により参加表明書及び誓約書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和6年7月26日(金)～8月2日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書(様式3)
- (5) その他 質問に対する回答は、令和6年8月6日(火)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

6 企画書の提出について

- (1) 提出期間 令和6年8月8日(木)～8月21日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着)とする。
- (4) 提出書類 以下の①～④を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
①企画提案書(任意様式)
②会社・業務概要書(様式4)
③実績報告書(様式5)
④見積書(任意様式)
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 5部(A4判) 正本1部、副本4部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。

(7) 作成にあたっての留意点

- ①提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
- ②(4)①の企画提案書は両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
- ③表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号を付番すること。
- ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

(8) 提出書類の内容

- ①企画提案書には別に定める仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載し、提出すること。
- ②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③できる限り「やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務委託企画提案公募採点表」(以下「採点表」という。)の項目に沿って企画提案書の作成を行うこと。また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、分かりやすく記載すること。
- ④見積書については次のとおりとする。
 - ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。(広報費、賃借料、通信費、消耗品費、旅費等)
 - イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を基準に契約の協議を行うので、企画書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

(9) その他

- ①郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

7 企画提案等のプレゼンテーションについて

- (1) 日時・場所 令和6年8月23日(金) 時間、場所は別途通知する。
- (2) 所要時間 ①企画提案の説明:15分 ②質疑応答:20分
- (3) 参加人数 2人までとする。
- (4) 説明資料 説明は、企画書について行うこと。

8 審査方法・基準

やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務審査会が、企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。

得点が同一の場合は、審査項目「周知・広報」の得点が最も高い提案者を選定する。

総得点が1位であっても、事業の趣旨に沿わない場合や審査委員の2名以上が評価点1点未満（配点10点の項目は2点未満）とした評価項目が1つ以上ある場合または審査点が35点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者としなないことがある。

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

(1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

(1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

(3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課 地域雇用担当

電話 055-223-1562（8時30分～17時15分）

電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

(別添)

やまなし人材定着奨学金返還支援事業運営業務委託 企画提案公募採点表

【採点基準】

- 5：特に優れている
- 4：優れている
- 3：標準
- 2：やや劣っている
- 1：特に劣っている

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。なお、審査委員の2名以上が評価点1点未満（配点10点の項目は2点未満）とした評価項目が1つ以上ある場合または審査点が35点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者としがないことがある。

No.	項目	詳細	配点 50点満点
1	実施体制	事業実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。	10
2	WEBサイトの構築	・奨学金返還支援事業のWEBサイトとして十分な効果を発揮できるような工夫がなされているか。 ・山梨県の奨学金返還支援事業であることが分かるような工夫されたデザインとなっているか。	10
3	周知・広報	・奨学金返還支援制度の認知度の向上を図るための工夫がなされているか。 ・活用する広報媒体はターゲットに対する効果が十分に見込まれるものとなっているか。 ・「県と連携して人材確保に取り組む中小企業者」を増加させる効果が期待できるか。	10
4	過去の実績・類似する業務の経験・専門知識	同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5
5	その他	その他の独自提案がされているか。	10
6	見積額	委託費総額、人件費等は妥当か。 積算根拠は妥当か。	5